平成２５年（フ）第１３３９号
横浜市旭区下川井町2325番地14
破産者　足立　定一
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８号
長野県北安曇郡白馬村大字北城7281番地１、開始決定時の住所長野県北安曇郡小谷村大字千国乙609番地
破産者　栗田　英俊
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６３０号
京都市中京区西ノ京両町２番地　ロイヤル京都丸太町803号
破産者　粟津　繁二
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
埼玉県川口市安行出羽３丁目13番１号　ファミーユ稲田201
破産者　田嶋　龍雄
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３３号
名古屋市中村区名駅南３丁目12番35号　フォアール名駅502号、従前の住所名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
破産者　肥田　文浩
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９１号
名古屋市東区芳野１丁目14番１号　サムティイースト白壁４Ａ号、開始決定時の住所名古屋市北区志賀本通２丁目20番地　グランドエル志賀805号
破産者　大原久幸こと　金　　冠吾
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０８号
愛知県清須市西堀江117番地
破産者　トリニティー・クルーこと　堀田　純市
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３６号
名古屋市千種区北千種３丁目３番３―601号　千種東住宅
破産者　浦本　久恵
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４３号
北九州市門司区風師４丁目５番34号
破産者　小原英二郎
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８８号
熊本市北区清水岩倉３丁目18番８号
破産者　宮崎　裕也
1　決定年月日　平成25年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２８１号
札幌市中央区南４条西13丁目１番１―501号
破産者　篠崎　綾子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２５号
札幌市白石区東札幌１条１丁目２番２号　瀬比亜館セゾンⅠ―305号
破産者　平沢　　稔
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５２号
東京都品川区豊町１丁目10番10号　Ｈ・Ｔ空建第一ビルＡ301
破産者　佐藤　伸生
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０７号
仙台市若林区荒井字新屋敷10番地
破産者　須藤　好晴
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
千葉県山武郡九十九里町真亀新田4125番地
破産者　鈴木　正信
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９３号
名古屋市中区大須４丁目４番89号　前津荘922号
破産者　山田　一雄
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９８号
名古屋市名東区朝日が丘38番地の１　アールズコート朝日が丘202号
破産者　杉野　明彦
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７３０号
大阪市東成区東中本３丁目20番26号ハイツ水野３Ｂ、開始決定時大阪府豊中市本町４丁目２番57―201号
破産者　宮本　昌宜
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部